

国土利用計画(川根本町計画)

平成22年3月

静岡県川根本町

計画の策定にあたって

この計画は、土地基本法における『土地についての公共の福祉の優先』などの基本理念を踏まえ、国土利用計画法第8条の規定に基づき、川根本町における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

本計画は、国土利用計画(全国計画及び静岡県計画)を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく第1次川根本町総合計画・基本構想との整合を図りつつ策定したものです。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて見直しを行うものとしします。

目 次

町域の土地の利用に関する基本構想	1
1 川根本町の概要	1
2 川根本町計画策定の背景	1
3 土地利用の基本理念・基本方針	2
4 利用区分別の土地利用の基本方向	3
土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
規模の目標を達成するために必要な措置の概要	9
1 総合的な措置	9
2 利用区分別の措置	10
3 地域別施策の概要	14
4 土地に関する調査の実施	17
参考資料	
土地利用構想図	18

注) 本文中の語尾に 印が付いている語句は、各頁の下段に説明が記載してあります。

町域の土地の利用に関する基本構想

1 川根本町の概要

本町は静岡県の中央部にあり、大井川の上流から中流域に位置しています。町域は、東西約23km、南北約40kmで、面積は496.72km²となっており、静岡県全体の6.4%を占めています。

町域の最北端は長野県との県境となっており、また、北部から東部にかけて静岡市と接し、北部から西部にかけては浜松市の水窪町、春野町に接し、さらに、南部は島田市と接しています。

道路は国道473号と県道が島田市へ向かって南に伸び、役場から島田市中心部へは約33km、また、国道362号が東西を結び、総合支所から静岡市中心部まで約40kmとなっています。

町域を南北に流れる大井川と寸又川などの美しい渓谷の川沿いに集落が形成され、町の東西の境界は700～2,600mの山々で遮られており、町域面積の約94%を森林が占め、豊かな自然に恵まれています。

2 川根本町計画策定の背景

(1) 土地需要の調整と効率的利用

全国的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、全体としては土地利用転換圧力が弱まることが見通されています。

また、中山間地域の過疎化やそれに伴う森林や農用地の管理水準の低下にも拍車が掛かり、遊休農用地などの低・未利用地の増加などが懸念されます。

町民意識調査では、豊かな自然環境や優良農地の保全とともに、企業誘致や地域産業の振興、若者の定住を促進するための住宅地の整備等が期待され、秩序ある土地利用の誘導が求められています。

このようなことから、今後も効率的な土地利用の促進や土地需要の調整などの観点から引き続き土地の有効利用を図るとともに、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、川根本町特有の生態系や景観に与える影響等に配慮し、計画的な土地利用を行う必要があります。

(2) 土地利用の質的向上

地球規模での環境問題の顕在化などを背景として、自然環境への負荷の低減や循環と共生を重視した土地利用を基本とすることが重要になっています。

また、自然災害の発生の防止や減災の観点からの生活基盤の整備、森林や農地の適正な管理による町民生活の安全性の確保が重要になっています。

土地利用転換圧力：森林や農地等の自然的土地利用から宅地等の都市的土地利用への転換に対する圧力のこと。

土地利用の可逆性：森林や農地などの自然的土地利用を宅地などに転換したものを再び元の状態に戻すこと。

町民意識調査では、川根本町の将来像として、「企業立地による就業の場の確保」や「健康で安心できる生活の確保」、「自然環境の次世代への引継ぎ」などが期待され、今後の施策として、「清流の保全」や「自然環境の保全」、「企業誘致や産業立地」、「中心商店街の活性化」、「空き家や空き地の活用」、「農林業の生産基盤の整備」、「幹線道路の整備」などが求められています。

今後は、限りある財源の中での効果的な社会基盤の整備や川根本町独自の自然資源や歴史・文化資源の活用などにより、川根本町らしいまちの賑わいや農村集落環境の向上を図る必要があります。

(3) 様々な主体による取組の促進

土地利用や環境問題に対する町民意識の高まりを背景として、環境保全活動や森づくり活動などの地域の土地利用への取組に対して、地域内外の様々な人や団体が関与する状況が見られます。

今後は、地域の実情に即して、都市住民を含めた多くの人々や地域、団体等の様々な主体による土地利用施策への創意工夫ある取組が求められています。

3 土地利用の基本理念・基本方針

土地は、現在及び将来における町民のための限られた貴重な資源であり、町民の生活や生産などの諸活動に欠くことのできない共通の財産です。

土地利用にあたっては、**公共の福祉の優先、自然との共生、健康で文化的な生活環境の確保**を基本理念とします。

また、町民意識調査の結果や計画策定の背景、土地利用の基本理念などを踏まえ、町の将来像「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町 ~豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと~」の実現に向けて、次に示す基本方針に基づき、長期的展望のもと、総合的かつ計画的に行うものとします。

(1) 自然と共生した土地利用

自然環境は次の世代へ引き継ぐ貴重な資源であることから、土地利用にあたっては、奥大井・南アルプスの森林、農用地、大井川などの優れた自然の保全・復元などを進め、温暖化問題など地球的視点に立って、環境への負荷の軽減を図り、自然と共生した土地利用を図ります。

(2) 災害に強い安全な土地利用

町民が安全で安心して暮らすことができるように、東海地震などの地震災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、大井川水系における治山治水対策や農用地、森林の持つ公益的機能の維

持・向上に努め、災害に強い安全な土地利用を図ります。

(3) 町の活性化を目指した土地利用

本町の基幹産業であり、経済を支える茶をはじめとした農林業、商工業、観光などの産業基盤の整備・充実により、各産業間の連携を強化し、産業活性化に向けた活力ある土地利用を図ります。

また、良好な宅地の創出や土地の有効利用により、町内外の人が集い、活発に交流する拠点の整備・充実、若者の定住や魅力と活力あるまちづくりを進め、町の活性化を目指した土地利用を図ります。

(4) 地域の魅力や個性を活かした土地利用

郷土への愛着や誇りが育まれるように、大井川の水や奥大井の森林に代表される豊かな自然環境、固有の歴史・文化などの地域の魅力・個性を活かした土地利用や茶畑を利用した美しい景観の形成を図ります。

また、拠点集落の整備や道路などの生活基盤の整備、地域特性と調和した居住環境の整備などにより、快適で潤いのある土地利用を図ります。

(5) 町民や地域の主体的な参画

土地利用の実現にあたっては、土地利用に対する町民意識の啓発を図り、町民や都市住民、各種団体・グループ、企業、行政などの協働による土地利用施策の取組を促進します。

また、地域づくりや森づくり、農地の保全管理などに取り組む様々な活動組織の育成を通じ、町民や地域の主体的な参画による活動を促進します。

4 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、河川・水面・水路、道路、宅地及びその他の6区分とし、各区分別の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

(1) 農用地

農用地は、農業生産の場としてだけでなく、そこでの農業生産活動を通じて、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観の形成、農耕文化の伝承などの機能を有し、町民に安心や潤いを与える様々な役割を担っています。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農用地の適切な維持・管理が求められています。

このような点を踏まえ、まとまりのある農用地や優良農用地を積極的に保全し、農業生産基盤の整備を進め、農作業の効率化、生産性の向上を図ります。

また、遊休農地の把握と有効利用に努めるとともに、観光との連携を図りなが

水源涵養(すいげんかんよう): 降った雨を一時貯留し、水質の浄化や河川の流量安定などに資する森林や農地が持つ機能のこと。

らグリーンツーリズム などの要素を含めた農用地の利用を進めます。

なお、集落地内に介在する農用地については、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

(2) 森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源涵養、土砂流出や崩壊などの災害防止、二酸化炭素の吸収源などとしての環境保全、生物多様性の確保、良好な景観の形成、エコツーリズム やグリーンツーリズムの場の提供などの様々な役割・機能を担っています。

一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・減少などにより、森林の管理水準の低下が進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、森林の持つ様々な役割・機能が総合的に発揮できるように、F S C 森林認証制度 による取組を進めながら、森林資源の計画的な保全、整備、活用に努めます。

その中でも、優れた自然環境を有する森林については、適正な保全に加え、環境学習や自然体験学習など町民が森林と親しむ場として活用を図ります。

また、本州唯一の原生自然環境保全地域 である大井川源流部や山犬段周辺のブナの原生林などに代表される、特に優れた自然環境を有する森林については、行為規制等により引き続き厳格に保全していきます。

(3) 河川・水面・水路

河川・水面・水路は、治水などの安全性の確保や安定した水供給、町民の身近なオープンスペース・親水空間の提供、生物多様性の確保などの様々な役割・機能を担っています。

一方で、水力発電の影響による河川の水量の減少やダム湖への土砂の堆積に伴う河床の変化などが進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、河川及び水面については、水害から町民生活を守るため、大井川水系の治山治水対策を促進するとともに、河川水量の確保や水質保全、河川美化、下流部の海岸侵食対策を含めた堆積土砂除去・流砂対策などを促進し、美しい河川の維持・回復を図ります。

グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

エコツーリズム：地域の環境や生活や文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行、滞在型観光等のこと。

F S C 森林認証制度：F S C (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は森林の適正な管理を認証する国際機関の1つで、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを、信頼できるシステムで評価し認証するとともに、その森林から生産された木材や木材製品(紙製品を含む)に、独自のロゴマークを付け、市場に流通させる国際的な制度のこと。

原生自然環境保全地域：人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域で、自然環境保全法に基づき指定し、自然環境の保全に努めている地域のこと。全国で5地域が指定されているが、本州では唯一、大井川源流部(1,115ha)が指定されている。

また、河川整備にあたっては、治水、利用、環境などに配慮しながら、本来の自然的姿を活かした潤いある水辺空間の創出を図ります。さらに、接岨湖などのダム湖や高水敷の有効活用を図り、カヌーやキャンプ場をはじめとして、町民や観光客が水に親しみ、憩い、ふれあいのできる環境づくりを推進します。

水路については、農業生産への安定した水供給を図るため、既存の用排水路の適切な維持・管理及び計画的な用排水路の整備を推進します。

(4) 道路

道路は、町民の生活や活発な産業活動を支える最も基本的な社会資本であり、安全性や利便性、確実性、快適性などの機能性の高い道路網の整備が求められています。

また、本町は山間集落が多く点在することから、地震や集中豪雨による災害等の未然防止や緊急輸送路などの整備も重要となっています。

一方、限りある財源の中では緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、需要予測を的確に見据えた現実的な対応が必要となっています。

このような点を踏まえ、一般道路については、交通の利便性や安全性の向上、町民生活に支障を及ぼす行楽シーズンの渋滞の解消や豪雨時等における通行規制基準の緩和、災害時の交通確保等を目的として、国道362号をはじめとする国・県道などの幹線道路の整備や生活道路の整備を推進します。

農・林道については、農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適正な維持・管理を図るため、地域環境に配慮しつつ計画的な整備を図ります。

(5) 宅地

住宅地

住宅地は、豊かな住生活の実現を図るための根幹的な役割を担っており、安全で快適な居住環境の形成や居住水準の向上が求められています。

今後も人口や世帯数の減少により、空き家などの増加が見込まれますが、Uターン・Iターンを希望する若者やライフスタイル・価値観の多様化により田舎暮らしを希望する人々などの様々な居住形態の住宅地需要も期待されることから、良質な住宅地としての活用などに努めていく必要があります。

このような点を踏まえ、本町特有の景観や自然環境との調和、災害に対する安全性の確保などに十分配慮しながら、既存の住宅地の生活基盤施設の整備を進め、居住環境の充実を図ります。

また、若者の定住化や交流居住などの様々な住宅需要に対応するため、町有地の宅地分譲や空き家等の民間借家の供給促進、家賃や持家取得への補助等の様々な施策を検討していきます。

Uターン・Iターン：Uターンとは都市部から地方への人口還流現象の1つで、地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻る現象のこと。Iターンとは出身地とは別の地方に移り住むこと、その地の魅力を感じて出身地等の地縁のない所に移り住むこと。

工業用地

企業立地は、雇用の安定や経済の活性化を図り、町民の豊かな暮らしを支えるなど町全体に大きな効果をもたらします。

本町の製造品出荷額は、近年やや増加傾向にありますが、事業所数や従業者数はやや減少傾向で推移しています。また、経営基盤が脆弱な中小企業が多く、景気動向による影響を受けやすい傾向にあります。今後は、既存企業への支援や農林業・商工業・観光などと連携した食品加工業等の育成、若者の定住のための魅力ある多様な企業の誘致が求められています。

このような点を踏まえ、既存の工業地における生産環境の維持・充実を図るとともに、企業進出に関する情報収集を積極的に行い、工業用地確保への協力など、本町への企業誘致を推進します。

その他の宅地

商業・業務地や公共公益施設用地などは、町民生活にとって欠かせないものであり、地域コミュニティの核、人々の交流の場としても重要な役割を果たしています。

このような点を踏まえ、商業・業務地については、既存商店街や駅周辺の有効利用を進め、町の賑わいの拠点としての魅力の向上を図ります。

観光・交流施設や文教施設、福祉施設などの公共公益施設用地については、バランスのとれた施設配置に配慮するとともに、施設のネットワークを強化するなど、町の活性化に向け、既存施設の機能の充実を図ります。

(6) その他

公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、町民の多様な需要を踏まえ、災害時の避難地としての機能などに配慮し、施設の整備・充実を図ります。

歴史・文化遺産については、本町のかげがえのない財産として、観光的・レクリエーション的な活用を含め、保全、整備に努めます。

空き地などの低・未利用地については、土地の有効利用を促進します。

土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 計画の目標年次

計画の目標年次は平成30年(西暦2018年)とし、基準年次は平成19年(西暦2007年)とします。

(2) 将来人口・世帯数

土地の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、目標年次においてそれぞれ人口7,000人、総世帯数2,760世帯になるものと想定します。

(3) 利用区分ごとの規模の目標

土地の利用区分は農用地、森林、河川・水面・水路、道路、宅地及びその他とします。

土地の利用区分ごとの規模の目標については、土地利用区分別現況と推移に基づき、将来人口などを前提とし、また各種将来計画を参考に設定します。

土地の利用に関する基本構想に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりです。

土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分	A . 平成19年 (西暦2007年)		B . 平成25年 (西暦2013年)		C . 平成30年 (西暦2018年)		増減率		増減面積	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	B/A	C/A	B-A	C-A
							×100 (%)	×100 (%)	(ha)	(ha)
(1)農用地	718	1.4	707	1.4	698	1.4	98.5	97.2	11	20
農地	702	1.4	691	1.4	682	1.4	98.4	97.2	11	20
採草放牧地	16	0.0	16	0.0	16	0.0	100.0	100.0	0	0
(2)森林	46,578	93.8	46,560	93.7	46,543	93.7	100.0	99.9	18	35
(3)河川・水面・水路	1,588	3.2	1,588	3.2	1,588	3.2	100.0	100.0	0	0
河川	1,284	2.6	1,284	2.6	1,284	2.6	100.0	100.0	0	0
水面	303	0.6	303	0.6	303	0.6	100.0	100.0	0	0
水路	1	0.0	1	0.0	1	0.0	100.0	100.0	0	0
(4)道路	545	1.1	568	1.1	589	1.2	104.2	108.1	23	44
一般道路	211	0.4	220	0.4	230	0.5	104.3	109.0	9	19
農道	46	0.1	48	0.1	49	0.1	104.3	106.5	2	3
林道	288	0.6	300	0.6	310	0.6	104.2	107.6	12	22
(5)宅地	224	0.5	230	0.5	237	0.5	102.7	105.8	6	13
住宅地	157	0.3	162	0.3	166	0.3	103.2	105.7	5	9
工業用地	5	0.0	5	0.0	6	0.0	100.0	120.0	0	1
その他の宅地	62	0.1	63	0.1	65	0.1	101.6	104.8	1	3
(6)その他	19	0.0	19	0.0	17	0.0	100.0	89.5	0	2
合 計	49,672	100.0	49,672	100.0	49,672	100.0	100.0	100.0	0	0

はマイナスを示しています。

構成比は、端数を四捨五入しているため、合計及び各地目の計の一部が一致していません。
目標値については、今後の社会経済の動向を踏まえて、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

規模の目標を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置

(1) 土地利用に関する法律などの適切な運用と諸計画との連携

国土利用計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、文化財保護法などの土地利用関係諸法の適切な運用を図るとともに、川根本町土地利用事業の適正化に関する指導要綱などに基づく指導を徹底します。

また、第1次川根本町総合計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画などの諸計画との連携を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用行政を進めます。

(2) 豊かな自然環境の保全・活用

本州唯一の原生自然環境保全地域や南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園などに指定されている自然豊かな森林、寸又峡や接岨峡などの雄大な渓谷、集落に隣接する里山、大井川をはじめとする河川や水辺などについては、生態系の調査・研究や町民一体となった緑化活動、森林や里山の再生・管理、河川水量の確保や水質保全に努め、自然環境や自然生態系の保全・育成を図ります。

また、環境の保全に留意しつつ、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想に基づくグリーンツーリズムやエコツーリズム、ヘルスツーリズム、体験型学習、レクリエーションなど、人々が自然資源に親しみ、交流する場・癒しの場としての活用を促進します。

(3) 町民生活の安全の確保

町民生活を取巻く環境の保全と安全の確保を図るため、災害に対する地理的制約条件などに十分配慮し、森林資源や農用地の保全及び治山・治水施設の整備を促進します。

予想される東海地震に備えた対策として、国道等の幹線道路の整備や安全な避難地・避難路の確保、建築物の耐震化の促進、水道などのライフラインや公共施設の耐震性の確保などの災害に強い安全な土地利用を図ります。

また、防災施設の整備などに加え、町民の水害・土砂災害に対する意識の高揚を図るため、ハザードマップを利用するなど、総合的な災害対策を進めるとともに、これらを通じて、適正で調和の取れた土地利用への誘導を図ります。

(4) 快適な生活環境の形成

道路や生活排水路、水道施設、情報基盤施設などの生活環境基盤の整備を進め、快適な居住空間の形成を図ります。

ヘルスツーリズム：旅行中に行う活動を通じて特定の健康に関わる効果、予防、改善を目的とする旅行形態のこと。

ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、予測される災害の発地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示したもののこと。

(5) 個性あふれる美しい景観の形成

町民の地域への愛着や誇りを育むため、森林や大井川などの自然資源や川根本町の特徴的な景観資源である茶畑、大井川鐵道のS L、その他の歴史・文化資源などの地域資源を活かし、美しい風景・景観の保全、街並みの形成などを推進し、個性あふれる景観の形成に努めます。

(6) 土地利用の転換の適正化

土地は一度用途を転換すると再び元の用途に戻すことが困難であることから、土地利用の転換にあたっては、周辺土地利用の状況や転換によって及ぼされる影響などに十分留意し、慎重な対応を図ります。

特に、農用地や森林などの自然的土地利用から都市的土地利用への転換にあたっては、農用地や森林が有する様々な公益的機能が低下することのないよう無秩序な利用転換は抑制し、森林や農用地のまとまりが確保されるように十分配慮します。

また、土地利用の転換にあたっては、その周辺地域及び河川の下流域に及ぼす影響が大きいため、町民生活の安全確保、生活環境や自然環境の保全などの観点から、防災対策や環境保全対策などを行い、適切な土地利用を図ります。

(7) 町民や地域による土地利用の取組の推進

空き家や遊休農地等の増加、森林の手入れ不足など、土地利用に関わる課題に対応するため、地域においてそれぞれの土地の持つ機能の再認識や様々な土地問題への関心などを深め、空き家や遊休農地を再利用する取組や森林の保全・活用などの地域の活性化に向けた、町民や地域によるまちづくりへの取組を推進します。

2 利用区分別の措置

(1) 農用地

- 農業振興地域整備計画の適正な管理と農地転用許可制度の適切な運用により、農用地の無秩序な転用を防止し、優良農用地を確保します。
- 安定的な農業生産構造の確立と競争力のある産地の育成を図るため、主体的に地域農業に取り組む意欲ある経営体への農用地の利用集積を進めるとともに、圃場整備や機械化対応農地などの農業生産基盤の整備を進めます。
- 川根茶の振興を図るため、高品質茶の生産を推進し、「天空の茶」をはじめとする特徴的なブランドづくりと特色ある産地づくりに取り組むとともに、マーケティングの調査を行いながら、生産から流通に至るまでの体制を強化します。

天空の茶：川根地域の中でも標高が概ね500m前後の自然豊かな環境で育てたお茶のこと

- 各種補助事業を活用しながら、集落等で行う農地の保全や農地管理の取組、遊休農地の解消や発生抑制、景観形成、生態系の保全等を積極的に推進します。
- 「川根本町農業総合支援協議会」を中心に就農に関する支援を行い、後継者及び新規就農者の確保に努めます。
- グリーンツーリズムや農業体験等の都市住民との交流の場としての利用など、農用地の多面的利用を促進し、農用地の維持・保全を図ります。また、観光振興施策との連携により、茶摘体験などの各種交流事業と地産地消の融合を図り、相乗効果を高めます。
- 地すべり対策等の農用地の保全対策を計画的に進め、農用地等における災害発生の未然防止及び機能回復を図ります。
- 有機性資源の堆肥への活用や減農薬・減化学肥料による栽培を推進し、環境保全型農業を実現するとともに、自然環境の保全、水源涵養など、農業の多面的機能を活性化させます。

(2) 森林

- 川根本町森林整備計画に基づき、木材生産、災害防止や水源涵養、快適な生活環境の形成など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、各種補助事業を活用しながら、除間伐等の適切な森林整備や森林施業、荒廃森林の再生整備等を促進します。
- 保安林の指定や治山事業等により森林の持つ多面的機能の向上を図り、災害に強い森林づくりを進めます。また、林道の整備、機械の導入などを進め、森林施業の促進を図ります。
- F S C 森林認証制度の普及拡大に努め、認証林の拡大に努めます。
- 森林を自然とのふれあいや交流の場として活用を図ります。また、林業関係団体や小中高等学校などの関係機関と連携した林業体験機会の提供を図り、森林の有する機能の重要性について、町内外に広く P R を行い、森林への理解を深めます。
- 循環型の地域資源として、木材の利活用を促進します。
- 環境学習指導員や森林ボランティアの確保・育成を図り、町民や事業者などを主体とする森林の保全活動を推進します。
- 生物多様性の確保や生態系の保全に配慮し、貴重な動植物が生息している森林の適正な維持、管理を図ります。また、野生鳥獣の保護を前提とした中で、有害鳥獣の駆除や個体数調整を行い、生活環境、農林業または生態系に係る被害の防止に努めます。

(3) 河川・水面・水路

河川

- 水害や土砂災害の防止のため、河川改修や土砂災害防止施設の整備に加え、防

災情報の提供や土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定を推進し、警戒避難体制を整備するなどのソフト対策を組み合わせた総合的な治水・土砂災害対策を進めます。

- 国・県・利水者などと協働し、河川水量の確保や河川環境の保全に努めます。また、町としての河川環境の整備方針を関係機関と協議し、堆積土砂排除や下流部への流砂を計画的に進めるなど、健全な河川環境の整備を促進します。
- うるおいのある河川周辺の整備に向けて、水辺の自然環境の保全と回復を図り、親水護岸の導入など、河川敷を活用した水辺空間の創出を促進します。また、町民による自主的な河川環境の維持管理活動を支援・育成します。
- 美しい川を維持・回復するため、水質保全意識の高揚を図り、合併処理浄化槽の普及や環境にやさしい洗剤の使用など、水質浄化への取組を進めます。

水面

- ダム湖については、関係機関と連携し、貯水量の安定化、堆積土砂除去対策などを促進します。
- 接岨湖及びその周辺については、周辺の自然環境と調和した修景緑化などの環境整備を進め、カヌーやキャンプ、ハイキングなどのレクリエーション的利用を推進します。

水路

- 農業生産基盤の強化を図るため、自然環境に配慮しつつ、必要な整備を進めるとともに、適切な管理等により施設の長寿命化を図り、計画的かつ機能的な更新整備を進めます。

(4) 道路

一般道路

- 国道362号と国道473号、主要地方道川根寸又峡線等の幹線道路については、バイパスの整備や崩落危険箇所・狭隘箇所・屈曲箇所の解消などの道路改良整備を促進し、道路交通の利便性・安全性の向上や大規模災害時の孤立防止を図ります。
- 歩行者や自転車、車イス利用者などの通行の安全を確保し、高齢者が安心して外出できるようにするため、幹線道路等への歩道の整備や交通安全施設などの整備を促進します。
- 生活道路については、歩行者の安全確保及び緊急時の対応のため、幅員狭小箇所の解消、歩道の整備などによる安全対策を図ります。
- 主要な道路への美しい統一的な案内標識の整備、景観形成のための間伐や花いっぱい運動の推進、道路清掃ボランティアの支援などに努めます。また、幹線道路に沿って、観光客が車を止め、大井川や茶畑、SLなどの景観を楽しむことのできる場所（ビューポイント）の整備を促進します。

- 道路の維持・管理にあたっては、快適な道路環境の維持と施設の長寿命化を図り、効率的な管理を実施します。

農林道

- 農道については、農業生産性の向上や農地の適正な維持管理を図るため、農業振興地域整備計画などに基づき、中山間地域総合整備事業等により、地域ごとに効果的な整備を進めます。
- 林道については、森林の適正な維持管理を図るため、地域森林計画などに基づき、藤川線や智者山線等の開設や既存林道の改良工事を進めます。

(5) 宅地

住宅地

- 一般住宅については、周辺の農地や里山などと調和したゆとりある環境を守りつつ、生活道路などの生活基盤の整備を進め、居住環境の向上を図ります。また、地元産材木を使用し、環境にも配慮した誰もが使いやすい住宅の建築を促進します。
- 各地区や民間事業所などと連携し、空き家や空き地情報の収集を行い、Uターン・Iターンなどの定住希望者へ宅地分譲や民間借家に関する情報を供給するとともに、定住のための住宅の取得や賃貸に対する補助制度等の充実を図ります。
- 町営住宅については、住宅総合整備計画に基づき、必要に応じた修繕を行い、確保目標戸数を維持します。

工業用地

- 既存企業への支援や起業支援などに取り組むとともに、町への工場建設などを望む企業の情報を収集し、企業の誘致のための税制優遇制度の検討や工場用地の把握・確保、町のイメージアップのためのPRなどに努め、多様な企業の誘致を推進します。

その他の宅地

- 商業・業務地については、高郷地区や千頭駅・駿河徳山駅周辺の商店街における消費者の利便性を確保するための環境整備を進め、にぎわいの向上に努めます。
- 観光・交流施設などの用地については、富士山静岡空港、新東名高速道路などの交通基盤を活かした観光・交流人口の拡大を図るため、寸又峡温泉や接岨峡温泉、白沢温泉、千頭駅周辺、茶茗館、ウッドハウスおろくぼなどの観光拠点周辺の整備や機能の充実を図ります。
- 教育、文化、福祉、厚生、衛生施設などの用地については、町民ニーズや地域の実情を踏まえ、効果的かつ計画的に整備を進めます。

(6) その他

- 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、大井川河川敷の活用をはじめとして、観光振興との連携を図りながら、町民の交流の場として計画的な公園・緑地の整備・充実を進めます。
- 遊休農地は、所有者等による適正な管理に加え、町民や地域の組織が直接的・間接的に参加することを促進することにより、農地としての利用を推進します。

3 地域別施策の概要

土地利用の特徴を踏まえながら、町域を以下の4つのゾーンに区分し、ゾーンごとに特徴ある土地利用を展開します。

(1) 自然環境保全・ふれあいゾーン

町北部の大井川源流部やブナの原生林などの豊かな自然資源を有する森林一帯は、「自然環境保全・ふれあいゾーン」として位置づけ、環境への負荷を最小限に抑えながら、大自然の魅力にふれあうことのできる地域として、自然環境の保全と活用に努めます。

自然度の高い自然環境の保全

- 国・県と連携し、原生自然環境保全地域や南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園を含めた国民の財産とも言える奥大井・南アルプスの豊かな森林や清流などの貴重な自然環境を保全・育成し、後世に継承します。
- 原生自然環境保全地域を代表するハイマツの群落やライチョウなどの貴重な動植物の保全、保護に努めるとともに、南アルプスの世界自然遺産への登録に向け、関係自治体と協力して様々な活動に取り組みます。
- 山犬段周辺のブナの原生林や大札山周辺のアカヤシオ・シロヤシオなどの貴重な植生の保全、保護に努めます。

自然とのふれあい機能の充実

- 自然を活用した環境教育を推進し、森林浴や森林レクリエーションなど、様々な形態による森林資源の利活用を図ります。
- インタープリターなどの養成や、新たなハイキングルートの整備、情報発信拠点の体制づくりなど、自然環境に配慮しながら奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想に基づくエコツーリズムの推進を図ります。

自然保全活動の促進

- 環境学習指導員や森林ボランティアをはじめとする自然保全活動に取り組む人材や団体の育成に努め、その活動を支援します。

(2) 観光・交流ゾーン

大井川上流・寸又川周辺地域は、「観光・交流ゾーン」として位置づけ、渓谷美や温泉、ダム湖、アプト式鉄道などの観光資源の活用やネットワーク化を図り、

インタープリター：動植物の自然だけではなく、それらに関係する地域の文化や歴史などを含めての説明やガイドを行うことのできる人のこと。

観光・交流や保養の場などとしての機能の充実に努めます。

観光・交流拠点の整備

- 寸又峡温泉や接岨峡温泉、白沢温泉周辺地区は温泉や宿泊施設、キャンプ場、大井川鐵道などの地域資源を活用した保健休養の場及び都市住民との交流の場としての土地利用を促進し、グリーンツーリズムなどにも対応した通年型観光地の形成を図ります。
- 接岨湖及びその周辺については、周辺の自然環境と調和した修景緑化などの環境整備を進め、カヌーやキャンプ、ハイキングなどのレクリエーション的利用を推進します。

寸又峡や接岨峡などの魅力的な景観形成

- 寸又峡や接岨峡の溪谷や湖面などの四季折々の自然の風景やつり橋、温泉地などが美しく調和した魅力的な景観形成を進めます。

奥大井地域観光玄関口の整備

- 千頭駅周辺や音戯の郷は、本町及び奥大井地域全体の観光の玄関口として、観光・交流などにおける情報発信機能やにぎわい機能の充実に努めます。

生活基盤の整備

- 集落地については、県道、町道などの生活基盤や農林地の整備を総合的に推進し、限られた平坦部の効果的土地利用を進めます。

(3) 拠点集落生活・交流ゾーン

大井川沿いに形成された市街地や集落地域は、「拠点集落生活・交流ゾーン」として位置づけ、町民の快適な生活や活発な交流を支えるため、茶畑や森林などの地域資源を保全しつつ、生活関連施設の充実や農業生産基盤の整備・保全を図るとともに、居住機能や商業・業務機能、行政機能、交流拠点機能などの賑わい機能の集積に努めます。

生活基盤の整備

- 集落地については、生活道路の整備、公園・緑地などの生活基盤の整備・充実に努めるとともに、計画的な住宅地造成や若者の定住化を促進するための住宅の整備及び自然や農用地に囲まれた良好な環境の保全に努め、快適な居住環境を形成します。
- 高郷地区や千頭駅・駿河徳山駅周辺の商店街における消費者の利便性を確保するための環境整備を進め、にぎわいの向上に努めます。

川根茶の振興

- 地域内に広がる優良茶園の適正な維持・管理に努めるとともに、中山間地域総合整備事業等による計画的な農業基盤整備や特徴的なブランドづくりなどにより、川根茶の振興を図ります。

茶畑などの地域資源を活かした魅力的な景観形成

- 本町の特徴的な景観資源である茶畑と大井川、吊り橋、大井川鐵道のS L、集落、山並みなどの地域資源を活かし、美しい風景・景観の保全、街並みの形成、ビューポイントの整備などを推進し、個性あふれる景観の形成に努めます。

水辺の自然環境の保全と回復

- 大井川などの河川については、治水対策に加え、河川水量の確保や良好な自然環境の保全を図りつつ、自然とふれあい、親しむことができるような河川づくりに取り組みます。

幹線道路の整備

- 国道362号と国道473号、主要地方道川根寸又峡線などの幹線道路について、バイパスの整備や崩落危険箇所・狭隘箇所・屈曲箇所の解消などの道路改良整備を促進します。

(4) 山間集落生活・交流ゾーン

大井川を挟んで東西の山間地域に形成された集落地は、「山間集落生活・交流ゾーン」として位置づけ、茶畑や森林などの地域資源を保全しつつ、防災対策等による集落の安全性の確保や生活関連施設の充実、農業生産基盤の整備・保全を図り、豊かな自然環境と調和した農村集落機能の充実に努めます。

生活基盤の整備

- 久保尾、壱町河内などの集落地については、国道362号や町道、農林道などの生活・生産基盤や中山間地域総合整備事業等による農林地の整備を総合的に推進します。また、治山・治水施設の整備を促進し、集落の安全性の確保に努めます。

川根茶の振興

- 生産性の高い茶畑を保全していくとともに、中山間地域総合整備事業等による農地造成や茶園の基盤整備などを進め、高品質化、「天空の茶」などのブランド化により川根茶の振興を図ります。

観光レクリエーション機能の向上

- 自然環境保全・ふれあいゾーンへの玄関口として、また、観光拠点の一つとして、「ウッドハウスおろくぼ」周辺における機能の充実に努めます。また、ハイキングコースや展望台などの観光レクリエーション施設等を整備・充実し、自然とのふれあいの場、自然学習の場としての活用を図ります。

山間集落地特有の魅力的な景観形成

- 山腹の緩斜面などに形成された集落や茶畑、適正に管理された美林などの山間集落地特有の景観資源を活かし、美しい風景・景観の保全、ビューポイントの整備などを推進し、個性あふれる景観の形成に努めます。

森林の適正な管理

- 森林については、木材生産機能や水源涵養、山地災害防止などの公益的機能の維持・増進を図るため、F S C森林認証制度等による取組を積極的に進め、荒廃森林の除間伐などの適切な森林整備、森林施業を促進するとともに、下流域住民を含めた流域全体における諸事業への取組を展開します。
- 貴重な植生や野鳥などを保護していくとともに、町民の自然体験や環境学習の場としての保全・整備を進めます。

4 土地に関する調査の実施

必要に応じて土地利用の実態や自然的条件、社会的条件などの土地に関する基礎的な調査を実施するとともに、土地利用に関する施策の実施状況及び変化を的確に把握し、計画と実態との評価を行い、国土利用計画(川根本町計画)の管理・運営の充実を図ります。

また、土地利用に関する町民への啓発活動などを推進していくことにより、実効性の高い土地利用行政を進めます。

